

プロジェクトの概要

県民・企業などの地球温暖化対策の重要性についての認識が高まり、自ら目標を定め、自主的な取組みを行うよう普及啓発に努めています。

また、県と市町村との連携を充実強化し、県民・企業などの自主的な取組みに対する支援を行っています。



県庁新庁舎に設置した太陽光発電

2008年度の取組みの概要

- 脱温暖化社会の実現に向け、学識者、県民代表等で構成される「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」が神奈川県地球温暖化対策推進条例の検討案等をとりまとめ、2008年9月に報告書を知事に提出しました。その最終案を踏まえ、県としての骨子案を作成し、県民意見募集を経て、条例案を2009年2月県議会に提案しました。
- **事業活動のグリーン化(産業部門・業務部門)** として、中小企業を対象とした省エネルギー診断を10社で行い、中小企業向けの環境マネジメントシステム(*1)説明会を4回実施したほか、事業活動における温暖化対策事例集のとりまとめや建築物の温暖化対策に関する評価方法の構築に向けての検討を行いました。
- **環境負荷の少ないライフスタイルへの転換促進(家庭部門)** として、「クールネッサンス宣言」(*2)のリーディング・プロジェクトである「“NO”白熱球プロジェクト」を推進するため、環境月間(6月)や温暖化防止月間(12月)などに、街頭キャンペーンを実施し、家庭で出来る身近な温暖化対策として、「白熱球から電球形蛍光灯への交換」を呼びかけました。また、地球環境イベント「アジェンダの日」や八都県市地球温暖化防止一斉行動(エコウェーブ)を開催し、クールネッサンス宣言の普及啓発を図りました。
- **クリーンな自動車社会の実現(運輸部門)** として、かながわ電気自動車普及推進協議会によりEV普及イベントを実施するとともに、全国初のミニパトカーとして電気自動車の実証試験開始、急速充電器の整備などを行いました。また、かながわエコドライブ推進協議会による運送事業者などのエコドライブ(*3)活動の支援を行うとともに、マイカーのエコドライブの普及を図るため、モニター事業や教習所での講習会を行いました。
- **地域ぐるみの温暖化対策の展開** として、市町村と連携してモデル町内会を選定し、かながわ環境家計簿エコポにモニターとして取り組んでいただくとともに、地球温暖化の現状や県の取組みについての講演会を行いました。また、NPOなどと協働して、専門家による体験型の出前授業を行う新エネルギー・省エネルギー学校派遣事業などを実施しました。
- **新エネルギーの導入促進** として、小水力発電(*4)設備の導入に着手したほか、県庁舎や青少年センター、生命の星・地球博物館など9か所に太陽光発電設備を導入しました。なお、家庭部門の温暖化対策の一層の推進を図るため、住宅への太陽光発電設置に対し、市町村と連携した補助制度を創設し、2009年度から実施することとしました。

*1 環境マネジメントシステム

企業などの事業者が、法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的、積極的に環境保全のための行動をとるしくみ。

*2 クールネッサンス宣言

2008年1月に、地域発の「地球復興」を広く呼びかけた宣言。宣言をより具体化させるため、県が取り組むリーディング・プロジェクトを示している。

*3 エコドライブ

窒素酸化物、粒子状物質や二酸化炭素などの自動車の排出ガスを減らすため、アイドリングストップや急発進、急加速の低減など環境に配慮した運転。

*4 小水力発電

水道管の水流や水路のわずかな落差を利用して発電する小規模な水力発電(一般的には発電出力が1,000kw以下)のこと。

県民ニーズ・意見などへの対応

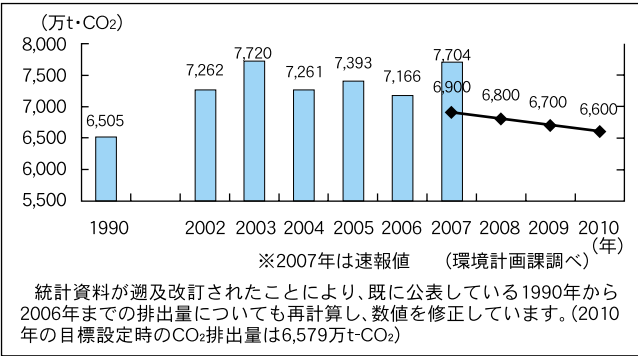
2008年10月には神奈川県地球温暖化対策推進条例の骨子案を公表し、県民意見の募集や「知事と語ろう! 神奈川ふれあいミーティング」を県内8箇所で行い、地球温暖化問題への意識や事業活動に関する対策についてご意見をいただきました。いただいたご意見につきましては、条例案検討の際、中小規模事業者への支援を新たに盛り込むなど、参考にさせていただきました。

戦略プロジェクトの目標

目標 県内の二酸化炭素総排出量(単年度)

目標設定の考え方

京都議定書(*5)の目標達成に貢献するため、京都議定書目標達成計画で示されたエネルギー起源二酸化炭素の削減目標(+0.6%)を上回る目標値を設定しました>(*6)



目標の達成状況の分析

2008年の実績把握時期:2010年5月(速報値)

最新実績(2007年度)による分析

- 2007年の目標に対する達成率は、速報値ベースで89.5%となりました。これは、京都議定書の基準年である1990年と比較すると18.4%増加していますが、部門別で見ると産業部門、業務部門、家庭部門の増加が主な要因であり、前年度からの大幅な増の約8割は電力の排出係数の悪化によるものです。

*5 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議において採択された気候変動枠組条約の議定書で2005年2月に発効しました。

*6

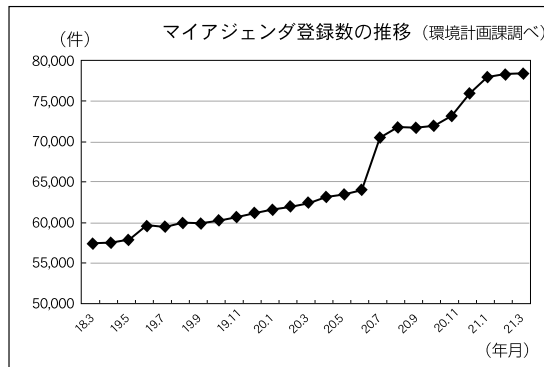
京都議定書のわが国の温室効果ガス全体の削減目標のうち、エネルギー起源二酸化炭素の削減目標は基準年比+0.6%となっていますが、本県の削減目標は、これを上回る0%としました。

達成状況

	2007	2008	2009	2010
B		---	---	---
	89.5%		---	---

総合分析

- 県内の2007年(速報値)の二酸化炭素排出量の45.6%は産業部門によるものであり、また、前年(2006年)と比較すると6.1%増加していることから、引き続き産業部門の排出量の削減に向けた取組みを強化する必要があります。さらに、基準年(1990年)からの増加率を部門別にみると、業務部門(53.6%の増)と家庭部門(41.7%の増)の2部門の伸びが依然として大きく、これらの部門の排出量削減に向けた取組みの強化が求められています。



- 「クールネッサンス宣言」の趣旨を広く県民に知らせるため、具体的な行動として、白熱球から省エネ効果の高い電球形蛍光灯への切替を呼びかける「「NO」白熱球プロジェクト」を、企業等の協力も得て行った結果、マイアジェンダ(*7)登録の一年間の新規登録者数が前年の3倍以上に拡大するなど、二酸化炭素削減の重要性の認識が定着しつつあります。
- 上記のような取組みを行ってまいりましたが、2007年(速報値)の目標達成率は89.5%で、電力の二酸化炭素排出係数が悪化したこともあり、二酸化炭素排出量は前年比で7.5%増加、1990年比で18.4%増加しており(特に産業、業務、家庭部門の増が顕著)、効果を十分に上げることができませんでした。主な特徴として、業務部門としては、事務所等の延床面積が増加し、それに伴い空調機器や照明設備が増加したこと、オフィスのOA化が進展したことなどにより、電力等のエネルギー消費が大きく増加したことなどであり、家庭部門としては、家庭用機器の大型化、多様化が進んでいること、世帯数が増加していることなど、業務部門と同様に電力等のエネルギー消費が大きく増加したことがあげられます。

*7 マイアジェンダ

「新アジェンダ21かながわ」のめざす「持続可能な社会かながわ」の実現に向けた取り組みの一つで、様々な行動主体が実践する環境配慮の取組み内容を自主的に登録し、実践するものです。

プロジェクトをとりまく課題

- 誰もが加害者であり被害者でもある地球温暖化の問題を解決するため、様々な機会をとらえて、県民や事業者などに温暖化の現状、影響、将来予測等の周知を図り、認識を深めていただくとともに、温暖化防止のための各主体の責務を明確にし、働きかけを行っていく必要があります。
- 排出量の最も多い産業部門(2007年で全体の45.6%)については、事業者には具体的な削減の取組みを促す効果的な施策に取り組む必要があります。また、業務部門と家庭部門の二酸化炭素排出量の伸びが依然として大きいため、省エネルギー対策や新エネルギー導入促進施策などに重点的に取り組む必要があります。
- 最近では地球温暖化の問題に関する報道が頻繁になされていることもあり、県民の間にもこの問題の深刻さが伝わりつつあることから、省エネ効果の高い電球形蛍光灯への切替など具体的な取組みについての情報を提供し、実践行動を促進していく必要があります。

今後の対応方向

- 温暖化問題の解決に向けた一人ひとりの意識改革と行動変革を促すとともに、電気自動車の普及拡大などを着実に進めるため、クールネッサンス宣言のリーディング・プロジェクトを推進していきます。
- 地球温暖化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進条例を制定し、地球温暖化対策に関する基本的な計画を策定し、様々な施策を推進していきます。
- 産業部門、業務部門の二酸化炭素排出量削減を図るため、地球温暖化対策推進条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度の施行に向けた作業を進めます。
- 家庭部門の二酸化炭素排出量削減を図るため、地球温暖化防止のための具体的な取組みについて周知を図ります。また、発電時に二酸化炭素を排出しないことから地球温暖化防止に寄与する太陽光発電の普及を図るため、住宅用太陽光発電設置に対する市町村と連携した補助制度を効率的に運用します。
- 子どもたちの地球温暖化防止に向けた二酸化炭素削減意識を高めるため、小学校高学年向けの視覚教材を作成します。

総合計画審議会の二次評価

- ・ 総合分析は概ね妥当であるが、マイアジェンダの新規登録者を確保するとともに、活発な運営を続ける必要がある。

参照ホームページ

- 地球温暖化
 → <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/ondanka/ondanka-top.htm>
 クールネッサンス宣言
 → <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/cool/index.html>
 インターネット版環境家計簿エコボ
 → <http://www.ecobo-kanagawa.jp/>



*1 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」と、商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた紙くす、木くすなど（産業廃棄物以外）の「事業系ごみ」に分類されます。

*2 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、合計20種類の廃棄物です。

*3 PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（Polychlorinated Biphenyls）の略。絶縁油、熱媒体、塗料、インキなど広範囲に使用されてきましたが、分解性が低く、生体内への蓄積性が高く、慢性毒性も高いため、1974年に製造、輸入、使用が原則禁止されています。

*4 3R

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

*5 産業廃棄物排出量の目標値

下水道の普及や高度経済成長期に急増した建築物が更新期を迎えていることから、将来的に下水道汚泥や建設廃棄物の増加が見込まれます。今後排出量の抑制に向けて取り組んでまいりますが、こうした社会構造上の要因を踏まえ、目標値の設定は増加となっています。

プロジェクトの概要

循環型社会の実現に向けて、廃棄物の発生抑制や資源化が進み、発生した廃棄物は自らの地域で適正に処理される環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動が進展するとともに、不法投棄を許さない地域環境づくりに取り組んでいます。



2008年度かながわゴミゼロクリーンポスター小学校高学年部門最優秀作品

2008年度の取組みの概要

- **循環型社会に向けた総合的な取組み** として、産業廃棄物の排出量等の実績を毎年度把握するために簡易実態調査を実施するとともに、県内市町村の連携・協力によるごみ処理広域化の推進に取り組まれました。また、神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針等を改訂しました。
- **発生抑制、資源化の推進** として、“NO”レジ袋キャンペーンや使用済み携帯電話の回収イベントなど県民への普及啓発を実施するとともに、廃棄物自主管理事業により事業者の自主的な取組みを促進しました。また、県の公共工事で廃棄物を有効活用したりリサイクル資材の率先利用を推進しました。
- **適正処理の推進** として、一般廃棄物(*1)及び産業廃棄物(*2)の適正処理に向けた市町村支援や事業者指導を行うとともに、PCB廃棄物(*3)の計画的な処理、県立県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の適正な維持運営と利用促進に取り組まれました。
- **不法投棄の防止対策の推進** として、市町村及び県警と連携した監視パトロールや監視カメラによる監視活動を実施しました。また、NPOや企業などと連携した海岸や河川の美化活動として、8月に「ビーチクリーンかながわ2008」、10月に「リバーアクションかながわ2008」を実施しました。

県民ニーズ・意見などへの対応

限りある最終処分場を有効に活用するためには、廃棄物の削減が重要との意見をいただきましたので、廃棄物の発生そのものを徹底的に抑制し、発生した廃棄物は可能な限りリサイクルする3R(*4)の推進に向けた取組みを進めます。

戦略プロジェクトの目標

目標 廃棄物の排出量、再生利用率（リサイクル率）、最終処分量

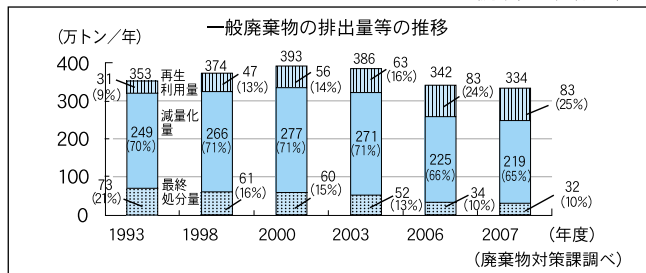
目標設定の考え方

「循環型社会」は、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された社会ですので、廃棄物の排出量(*5)を抑制し、資源としての再生利用を促進させ、最終処分量の削減を図ることをめざして目標値を設定しました。

一般廃棄物の排出量、再生利用率（リサイクル率）、最終処分量

	年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010
		排出量(万トン)	347	342	334	—	—
再生利用率	実績	23%	24%	25%	—	—	—
	目標	—	—	27%	30%	32%	35%
最終処分量(万トン)	実績	36	34	32	—	—	—
	目標	—	—	28	22	19	11

(廃棄物対策課調べ)



達成状況（一般廃棄物）

2007			2008	2009	2010
排出量	再生利用率	最終処分量	---	---	---
B	B	B	---	---	---
99.1%	92.5%	87.5%	---	---	---

目標の達成状況の分析

2008年度の
実績把握時期:2010年3月

最新実績（2007年度）による分析

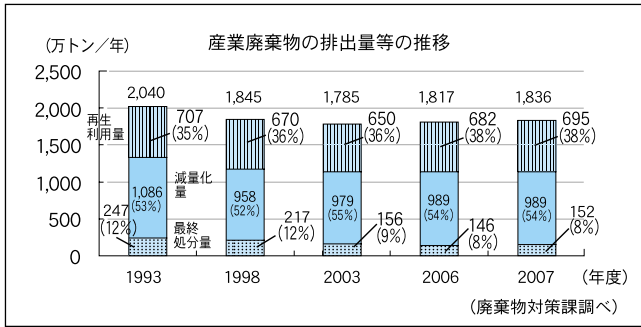
- 一般廃棄物の2007年度の目標に対する達成率は排出量99.1%、再生利用率92.5%、最終処分量87.5%となりましたが、いずれも前年度より改善しました。これは、発生抑制や分別収集の取組みが進展していることによるものと考えられます。
- 今後は目標の達成に向けて引き続き発生抑制や再生利用の推進に向けた取組みに努めます。

戦略プロジェクトの目標

産業廃棄物の排出量、再生利用率(リサイクル率)、最終処分量

年度		2003	2006	2007	2008	2009	2010
排出量 (万トン)	実績	1,785	1,817	1,836	—	—	—
	目標	—	—	1,864	1,885	1,904	1,921
再生 利用率	実績	36%	38%	38%	—	—	—
	目標	—	—	42%	44%	45%	47%
最終処分量 (万トン)	実績	156	146	152	—	—	—
	目標	—	—	95	84	74	62

(廃棄物対策課調べ)



(廃棄物対策課調べ)

目標の達成状況の分析

2008年度の
実績把握時期:2010年3月

最新実績(2007年度)による分析

- 産業廃棄物の2007年度の目標に対する達成率は排出量101.5%再生利用率90.4%、最終処分量62.5%となりました。これは、産業廃棄物のうち大きな割合を占めるがれき類の再生利用量が横ばいしたことまるとともに、無機性汚泥(*6)の最終処分量が増加したことなどによるものと考えられます。
- 今後は目標の達成に向けて発生抑制や再生利用の推進に向けた取組みに努めます。

* 減量化(グラフ中の記載)

排出された廃棄物について、焼却、脱水等の処理を行うことにより、廃棄物の容積や重量を減少させることです。

*6 無機性汚泥

産業廃棄物の一つで、建設工事にかかる掘削工事や各種製造業の製造過程において生じた泥状のものなどのことです。

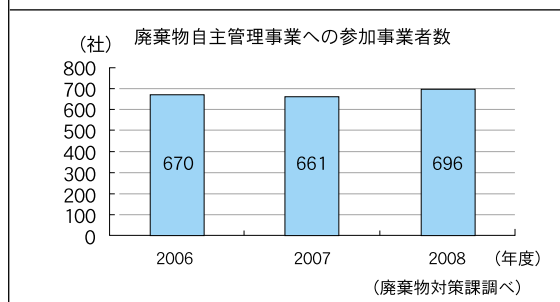
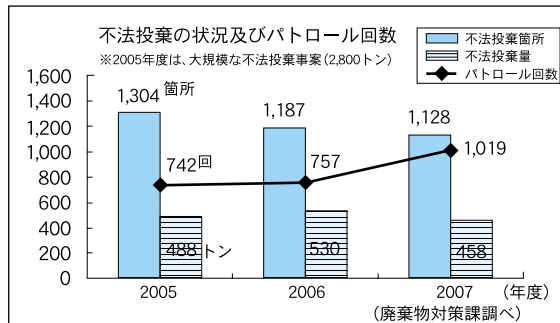
達成状況(産業廃棄物)

2007			2008	2009	2010
排出量	再生利用率	最終処分量	---	---	---
A	B	C	---	---	---
101.5%	90.4%	62.5%		---	---

総合分析

- 県内の廃棄物の排出量などの推移をみると、一般廃棄物については、排出量は大都市部における発生抑制の取組みにより減少傾向にあり、2007年度が334万トンとなっています。再生利用率は容器包装リサイクル法による分別収集の進展などにより2007年度は25%に上昇しています。最終処分量は再生利用率の上昇などにより、2007年度の32万トンへと減少しています。
- 産業廃棄物については、排出量は建設廃棄物の増加などにより2007年度は1,836万トンと増加しています。再生利用率は、ほぼ横ばいで推移しています。最終処分量は建設汚泥の海洋投入処分量の増加などにより、2007年度は増加しています。
- 不法投棄の状況を見ると、監視パトロールの実回数増加などに伴い、不法投棄箇所及び不法投棄量が減少傾向にあります。
- 一般廃棄物については、市町村や県民、事業者、NPOなどと連携・協力しながら、分別収集の徹底や集団回収の拡大を働きかけています。産業廃棄物については、多量排出事業者に対して廃棄物の発生抑制や資源化に向けた自主的な取組みを促進させる廃棄物自主管理事業への参加呼びかけを強めたところ、2008年度の参加事業者数は増加しています。また、建設廃棄物の増加が見込まれることから、平成21年度の廃棄物自主管理事業の自主評価票に、建設廃棄物(建設汚泥、建設混合廃棄物)の項目を追加することについて、検討を行いました(平成21年度より導入)。さらに、海岸や河川で美化キャンペーンを通じた普及啓発に取り組んでおり、県内における美化活動へのボランティア参加者数は、2007年度には約112万人と増加傾向で推移しています。

- 以上のことからプロジェクト全体としては概ね効果を上げることができました。



プロジェクトをとりまく課題

- 廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理の推進や不法投棄の防止に向けて、県民による持続可能な循環型の生活様式への転換、分別収集など3Rの推進に向けた施策への協力、さらにボランティアやNPOの活動への参画などを進め、一方で事業者が行う製品の軽量化などによる発生抑制やリサイクルしやすい製品づくりなどの取組みを促進する必要があります。
- 廃棄物の排出量は依然として高水準で推移する中、再生利用が急激に進展したとは言い難く、また不法投棄が跡を絶たない現状であるため、神奈川県廃棄物処理計画に位置づけた3Rの取組みや不法投棄の防止対策の推進などを一層強めていく必要があります。

今後の対応方向

- 循環型社会の実現に向けて、引き続き、市町村の広域的なごみ処理の取組みや県民、事業者による自主的な発生抑制・資源化の取組みなどを促進するほか、PCB廃棄物の計画的な処理など適正処理の推進を図ります。
- さらに、県民、事業者、NPOなどと連携・協力して、3Rの推進や不法投棄の防止対策を一層強めて取り組んでいきます。

総合計画審議会の二次評価

- ・ 総合分析は概ね妥当であるが、廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理の推進や不法投棄の防止対策については、県民、ボランティア及びNPOに協力を積極的に求めていくことが必要である。

参照ホームページ

神奈川県廃棄物処理計画について

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/syorikeikaku/index.htm>

かながわりサイクル情報について

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/recycle/index.html>

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例について

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/tekisei/jyorei/seitei.html>



*1 林床植物(植生)

森林は様々な高さをもった植物の組合せによる多層構造であるが、林床植物はこれらのうち低木以下の階層を構成する植物(植生)のこと。

*2 植生保護柵

森林や草原などを動物や人が入れないように柵で囲み、採食や踏みつけによる植物の衰退を防止して、自然植生の回復を図るために設置する柵のこと。

*3 管理ユニット

地域特性に対応したきめ細やかな保護管理事業を実施するため、地形や植生などを考慮して保護管理区域を56に区分したもの。

*4 パークレンジャー

自然公園の適正利用を推進するため、登山道の巡視や不法行為の監視を行うなどの自然環境保全に関わる現場職員のこと。

*5 最大植生劣化レベル

管理ユニット(平均70km²)内において1km²以上ある植生劣化レベルのうち最も劣化の進んだレベルを、その管理ユニットの最大植生劣化レベルとしています。

プロジェクトの概要

丹沢大山では、自然植生の衰退や林床植物(*1)の消失による土壌流出など、自然環境の衰退が進行しています。そこで、主な衰退原因とされているニホンジカについては、山頂部周辺の植生への採食圧、山麓部の農林業被害の軽減をめざし、管理捕獲を充実するとともに、林床植生衰退箇所での土壌保全対策や流出した土壌などにより悪化した渓流生態系の再生のための対策にも新たに取り組んでいます。また、自然公園の適正利用をめざし、県民と協働した登山道整備などに取り組んでいます。



登山道補修作業

2008年度の実施概要

- **ブナ林の再生と希少動植物の保全** として、植生保護柵(*2)と土壌保全対策などの事業を実施しました。
- **人工林と渓流生態系の再生** として、丹沢山地における渓畔林の整備を行いました。
- **ニホンジカの保護管理の推進** として、シカの過密化により植生が衰退している管理ユニット(*3)及び農林業被害発生地での管理捕獲を実施しました。
- **自然公園の適正利用の推進** として、かながわパークレンジャー(*4)(3名)を中心に、県民と協働によりパトロール等を実施しました。
- **自然再生にむけた基盤整備** として、自然環境保全センターの新本館整備(1棟)を行いました。

県民ニーズ・意見などへの対応

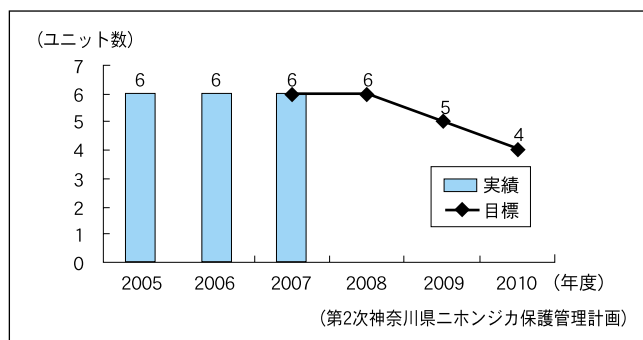
丹沢大山に関わる県民や専門家、行政関係者など500名を超える調査団によって実施された丹沢大山総合調査(2004-2005年度)の提言である「丹沢大山自然再生基本構想」(2006年6月)に基づき、県では2007年3月に「丹沢大山自然再生計画」を策定しました。丹沢大山自然再生計画では、概ね50年後の丹沢大山の再生目標を「人と自然もいまいきとした丹沢大山」とし、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことをめざします。

戦略プロジェクトの目標

目標 最大植生劣化レベル(*5)Ⅳ、Ⅴの管理ユニット数(単年度)

目標設定の考え方

植生保護柵の設置やシカ個体数調整などを行うことで、過密化したシカの採食による植生への影響を減らし、特に高標高域における林床植生の回復をめざすという考えから、丹沢大山地域全体を56の管理ユニット(区域)に細分化した中で、自然植生を回復させる必要がある12ユニットのうち、植生の衰退が進み、劣化レベルⅣ(半分以上の植生が衰退している状態)、Ⅴ(ほとんどの植生が衰退している状態)となっている管理ユニット数を現状の6ユニットから2010年度までに4ユニットに減らすことをめざして目標値を設定しました。



達成状況

2007	2008	2009	2010
A	---	---	---
100.0%		---	---

目標の達成状況の分析

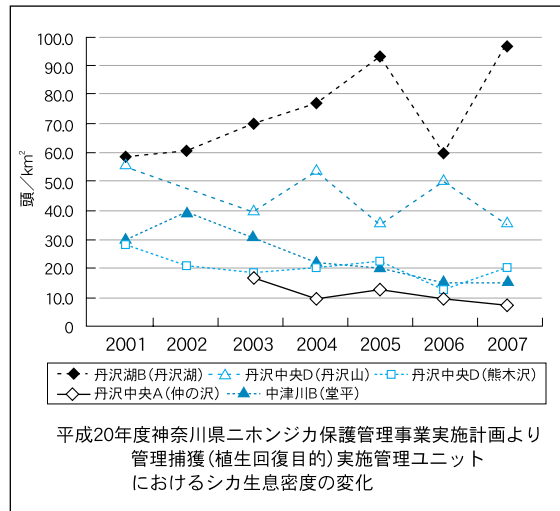
2008年度の実績把握時期:2009年7月

最新実績(2007年度)による分析

- 2007年度の目標に対する達成率は100%となりました。これはシカの管理捕獲等を適正に行い植生劣化を防いだことによるものと考えます。

総合分析

- プロジェクトをとりまく環境については、「管理捕獲（植生回復目的）実施管理ユニットにおけるシカ生息密度の変化」によると、高標高域のブナ林を中心にシカの過密化による林床植物の消失等は依然として見られているため、今後めざすがたの実現に向け取組みの強化が必要と考えられます。
- 一方、人間活動による影響については、丹沢大山の適正利用を図るため、かながわパークレンジャー（3名）により、自然公園の巡視体制を強化しました。さらに、かながわパークレンジャーを中心とした神奈川県自然公園指導員など県民ボランティアによる活動協力やNPOと県民協働型登山道維持管理補修に係る協定の締結により、登山道補修などの安全対策が迅速化されました。このことから、協働・連携により取組みが強化されており、事業実施の方法は適切であると考えられます。
- 構成事業については、継続的なシカの個体数調整等が実施されたことから一部の地域でシカ生息密度の低減が見られました。プロジェクトの目標である最大植生劣化レベルⅣ、Ⅴの管理ユニットの一部についても植生回復の兆しが見られるなど、一定の効果をあげることができました。



プロジェクトをとりまく課題

- 一部の地域ではシカの生息密度が低減し、植生回復の兆しが見られているものの、植生の回復には時間がかかるため、高密度化による生態系への影響は継続しています。また、農業被害については、農地周辺で依然としてシカが定着して生息していることから、顕著な減少は見られていません。そのため、高標高域の天然林における高密度化の解消にむけた個体数調整の実施や植生保護柵の設置、地域主体による効果的な被害防除体制の整備などを引き続き実施することが必要となっています。
- 県民協働による登山道の維持管理補修にあたっては、行政の呼びかけにより県民ボランティアを集める通常の手法のほか、NPOなどとの管理協定により登山道を維持管理する手法があります。管理協定は、通年にわたり登山者の視線に立ったきめこまかい維持管理ができる利点がありますが、補修作業などの技術をもったNPOなどとの連携や合意を得ることなどの課題があります。

今後の対応方向

- 丹沢大山自然再生計画に基づき、ブナ林、人工林の再生など8つの特定課題を解決するため、統合的、順応的、参加型の自然環境管理により、50年後の「人も自然もいきいきとした丹沢大山」の実現に向けて、自然再生事業に積極的に取り組みます。
- 第2次神奈川県二ホンジカ保護管理計画に基づき、丹沢山地でのシカ個体群の安定的存続、生物多様性の保全と再生、農林業被害の軽減、分布域拡大による被害拡大の防止のため、被害対策の主体である農林業者や地域と連携して個体数調整、生息環境整備、被害防除対策の総合的な取組みを継続します。
- 地域で深刻化するヤマビル（*6）被害に対応するため、地域ぐるみで実施する環境整備活動などの「ヤマビル被害対策の推進」事業などヤマビル対策を支援します。

総合計画審議会の二次評価

- ・ 総合分析は概ね妥当であるが、最大植生劣化レベルⅣ、Ⅴの管理ユニット数の目標については、植生劣化レベルそれぞれの改善程度を評価できるようにする必要があります。

参照ホームページ

- 丹沢自然環境情報ステーション e-tanzawa
→ <http://www.e-tanzawa.jp/>
- 神奈川県自然環境保全センター
→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/05/1644/main.html>

*6 ヤマビル

ミズゴカイの仲間（環形動物）で体長1.5～5cm。前後に吸盤を持ちしゃくとり虫のように移動しながらシカなどの動物から吸血して生息する。近年、人への吸血被害が広がっている。

*1 ネットワーク

緑化域内の緑地や緑化域相互、河川つながりなど様々なスケールレベルで水やみどりのつながりの回復を図ることにより、生物多様性の確保や環境機能の向上を図るもの。

*2 特別緑地保全地区

地域制緑地の一つで、都市緑地法に基づき指定される地区で、通常の管理行為以外は厳しく規制されています。

*3 地域制緑地

緑地や良好な環境を保全するため、法律や条例により土地利用が制限された地域のこと。

プロジェクトの概要

水とみどりのネットワーク(*1)を構成する主要な拠点となるみどりの保全とそれに連なる身近なみどりが地域で保全され、多様な主体の連携のもとで生物多様性の確保と良好な自然環境の保全・創出を図る取組みを進めています。

里地里山の保全、再生及び活用を進めるため、地域住民と都市住民及び行政との協働による新たな取組みを推進し、また、都市公園の着実な整備や機能強化を進めています。



市街地とみどり（大磯城山公園）

2008年度取組みの概要

- **魅力ある都市公園などの整備** として、県立境川遊水池公園等の整備など、公園・緑地空間の保全・活用を進めました。
- **みどりの保全と創出** として、特別緑地保全地区(*2)などの県指定に向けて市町と調整を進めるとともに、市町の特別緑地保全地区などの指定の推進が図られるよう支援しました。
- **みどりの維持管理** として、自然保護奨励金の制度改正を行い、緑地の維持管理を促進する新制度を実施しました。
- **里地里山づくりの推進** として、里地里山の保全などを推進するため、「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」を施行するとともに、里地里山の保全などの活動の普及啓発を進めました。

県民ニーズ・意見などへの対応

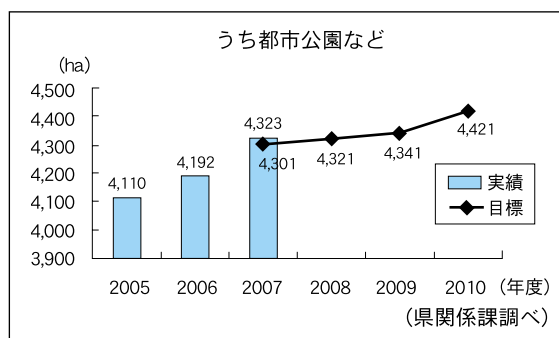
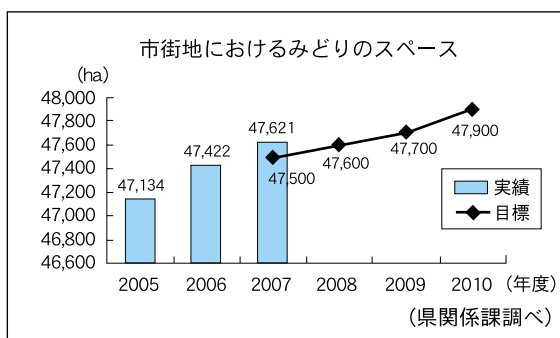
県民ニーズ調査で「身近に親しめる緑や水辺があること」が求められていることから、引き続き、都市と里山のみどりの保全と活用に向けた取組みを進めます。また、だれもが安全で快適に公園を利用できるよう、引き続き都市公園の整備に取り組んでいきます。

戦略プロジェクトの目標

目標 市街地におけるみどりのスペース(累計)

目標設定の考え方

都市部のみどりの量が減少していることから、生物多様性の確保と良好な自然環境の保全・創出を図り、量的な確保を図る必要があるため、水とみどりのネットワークの主な構成要素として、地域制緑地(*3)の指定やみどりの協定の締結、都市公園の整備などに取り組むことにより、2010年度には47,900haを確保することをめざして目標値を設定しました。



達成状況

	2007	2008	2009	2010
A		---	---	---
	100.2%		---	---

目標の達成状況の分析

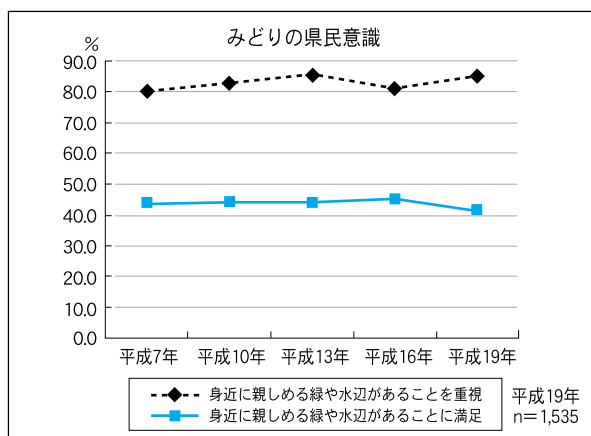
2008年度の
実績把握時期:2010年1月

最新実績(2007年度)による分析

- 2007年度の目標に対する達成率は100.2%となりました。これはみどりのスペースのうち、主として都市公園の開設面積が増加したことによることによるものです。

総合分析

- プロジェクトをとりまく環境については、県民ニーズ調査のデータの推移をみると、右表のとおり、「身近に親しめる緑や水辺があることが重要」と考える人の割合の年度ごとの変化を表したのですが、重要と考えている人の割合は8割以上で推移しており、身近なみどりへの県民ニーズは引き続き高い状況にあります。それが満たされていると感じている県民の割合は4割台にとどまっていることから、引き続き緑地の保全や都市公園などの整備、里地里山づくりの推進に取組み、みどりの量の確保と質の向上を図る必要があります。
- 県有緑地の維持管理について、大がかりな危険を伴う作業を県が担う一方、環境整備活動などについては、ボランティアなどの協働・連携による取組みが進められています。また、里地里山づくりの推進については、地域住民などが里地里山の保全活動に積極的に取り組む地域が見られるなど、地域が主体となった協働活動が広がっており、事業実施方法は適切であると考えられます。
- 構成事業については、引き続き都市公園の整備や緑地の確保など、みどりのスペースの確保に努めるとともに、自然保護奨励金制度について緑地の維持管理を促進する方向で見直すなど、概ね効果を上げることができました。



プロジェクトをとりまく課題

- 都市部においては緑地の減少が進んでいることや身近なみどりが満たされていると感じている県民の割合は4割台にとどまっていることから、今後も魅力ある都市公園の整備や地域制緑地の指定、トラスト制度(*4)の活用などにより都市部におけるみどりの保全と創出を着実に進めていく必要があります。
- また、身近に親しめる緑に対するニーズや緑地の手入れ不足による防災面や景観面での問題などにも対応する必要があることから、県民・NPOなどの協働・連携による取組みを強化することなどにより、引き続きみどりの質の向上を図ることが課題となっています。
- 農林業の営みによって維持されてきた里地里山を保全・再生することは、身近なみどりの保全だけではなく、地域における資源循環など自然との共生のしくみを取り戻すことにつながるため、県民一体となった取組みが必要となっています。

*4 トラスト制度

県民などからの寄贈や寄付金による土地などの買入れにより、自然や歴史的環境を保存する制度のこと。

今後の対応方向

- 都市部においては、引き続き地域制緑地の指定やトラスト制度の活用、都市公園の整備などにより緑地の保全を進めます。
- 緑地の保全にあたっては、引き続き水とみどりのネットワーク形成の視点を踏まえながら進めます。
- 市町村と連携した緑地の維持管理のしくみづくりや県民・NPOなどとの連携により、緑地の維持管理と活用の推進に取り組めます。
- また、里地里山の保全などを推進するため、普及啓発活動、地域の合意形成や保全活動などへの支援を行います。

総合計画審議会の二次評価

- ・ 総合分析は概ね妥当であるが、里地里山づくりの推進については保全活動を実施する地域数など数値データを活用した分析が必要である。

参照ホームページ

神奈川県公園協会

→ <http://www.kanagawa-park.or.jp/>

神奈川みどり計画

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/midorikeikaku.html>

(財)かながわトラストみどり財団

→ <http://www.ktm.or.jp/>

神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例等

→ <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/noti/koukai/satoyama/pub-com/pubtop.html>

*1 個人県民税の
超過課税

水源環境の保全・再生に継続的、安定的に取り組むため、平成19年度から23年度までの5年間、個人県民税の均等割と所得割について超過課税をお願いしています。

- 税率
- ・均等割:年300円の上乗せ
(標準税率1,000円→超過税率1,300円)
- ・所得割:0.025%の上乗せ
(標準税率 4%→超過課税 4.025%)
- 税収規模
- 年額約38億円(5年間で約190億円)
- 納税者一人当たりの平均負担額年額約950円(月額79円)

*2 水源かん養機能

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

*3 エアレーション

コンプレッサーで湖内に空気を送り、対流を起こし、浅いところの水と深いところの水を混合し、表層水温を低下させることにより、アオコの繁殖を抑えます。

*4 堆積土砂

ダム湖や河川の中で、上流からの土砂供給により、堆積した土砂のこと。

*5 地下水かん養対策

地下水利用や環境面に影響のない水位レベルを維持するために行う、休耕田の借上げ、樹林地等の買上げ、透水性舗装の実施、雨水浸透升の設置等のこと。

プロジェクトの概要

2007年度から「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」が始まりました。個人県民税の超過課税(*1)も活用しながら、水源環境の保全・再生についての県民の理解と協力が広がり、自然力の利用や広葉樹の植栽による混交林づくりなどにより、水源かん養(*2)をはじめとする公益的機能を高度に発揮する森林の整備を進めています。

また、水源に流入する汚濁負荷を軽減するなど、良質な水を安定的に確保する取組みを進めています。

さらに、都市地域住民との交流や地域資源を生かしたツーリズムの推進により地域住民が生き生きと豊かにくらす水源地域となるよう取り組んでいます。



県民会議委員による事業モニター

2008年度の実施概要

- **森林の保全・再生** として、森林所有者との整備協定や森林の買取りなどを進め、新たに公的管理・支援をすることとした水源林は、目標の1,398haに対し1,427haを確保し、102%の達成率となりました。また、これまで確保した水源林については、間伐やその他必要に応じて適切な手入れを行いました。育樹活動や水源林の観察会を行う育樹のつどいの開催や定着型ボランティアの取組みを行い、県民との協働による森林づくりを進めました。
- **ダム湖・河川の水環境整備** として、相模湖・津久井湖に設置したエアレーション(*3)装置17基の稼働によるアオコ対策を行ったほか、津久井湖の植物浄化施設の運用により水質浄化対策を実施しました。また、相模湖の上流域の災害防止や有効貯水容量の回復を図るために、205,000m³の堆積土砂(*4)を除去しました。さらに、市町村が実施する生態系に配慮した河川・水路などの整備や直接浄化対策に対し支援を行い、河川・水路などの環境整備を推進しました。
- **地下水の保全・再生** として、市町村が実施する地下水かん養対策(*5)や地下水汚染対策などに対し支援を行い、地下水の保全を推進しました。
- **水源環境への負荷軽減** として、市町村が実施する公共下水道の整備や合併処理浄化槽の整備に対し支援を行い、生活排水による負荷の軽減を図りました。
- **水源地域交流の里づくり** として、水源地域住民が主体となった交流イベントや水源地域での体験交流事業を開催し、都市地域住民に対する水源地域の理解促進を図りました。また、水源地域の情報発信施設として、藤野観光案内所(相模原市)の整備に対して支援を行いました。
- **保全・再生を推進する仕組みづくり** として、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」において、県民への情報提供や県民意見の集約のため「県民フォーラム」を開催しました。また、市民団体やNPOなどが実施する水源環境保全活動に対し支援を行いました。

県民ニーズ・意見などへの対応

水源環境保全・再生の取組みの推進にあたっては、県民参加のしくみとして、有識者・関係団体・公募委員で構成する「水源環境保全・再生かながわ県民会議」を設置し、その下部組織として、専門委員会や作業チームを設置しています。

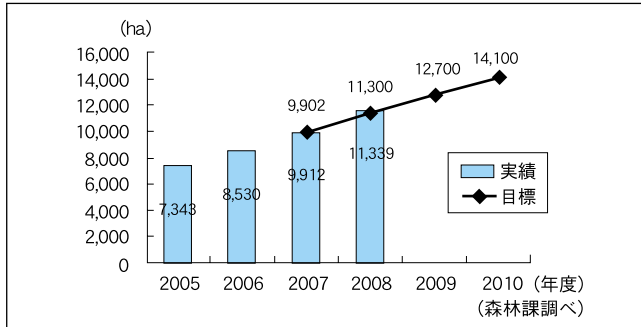
その一環として、地域別に「県民フォーラム」を開催し、水源環境保全・再生施策の状況を報告するとともに、県民意見の収集を行ったところ、「施策の必要性、事業実績や目標達成度などを具体的に分かりやすく情報提供すべき」とのご意見をいただきましたので、平成20年度から事業実施箇所をホームページに掲載するなど分かりやすい情報提供を進めました。

戦略プロジェクトの目標

目標① 水源の森林づくりで適切に管理されている森林面積（累計）

目標設定の考え方

2022年度までに水源の森林エリア内の手入れが必要な森林27,000haの公的管理・支援を行うことをめざした水源の森林づくり事業（*6）計画に基づき、目標値を設定しました。



目標の達成状況の分析

- 2008年度の目標（累計）11,300haに対する達成状況は11,339haで、100.3%となりました。これは、市町村や森林組合などの協力を得ながら森林所有者に働きかけを進めた結果と考えています。

*6 水源の森林づくり事業

森林はかつて木材生産などの林業活動を通じて守り育てられてきましたが、林業の長引く不振、生活様式の変化等により、もはや林業だけで森林の公益的機能を維持していくことは困難であるとの認識から、平成9年度から荒廃した私有林の公的管理・支援を行う本事業に着手しました。

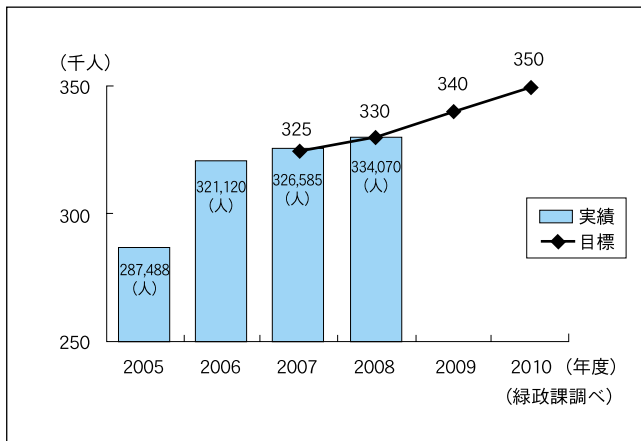
達成状況

2007	2008	2009	2010
A	A	---	---
100.1%	100.3%	---	---

目標② 水源地域交流イベントなどへの参加者数（単年度）

目標設定の考え方

水源地域で開催される交流イベントへの支援や交流促進施設、情報提供施設などの活用により、交流イベントの参加者数や交流促進施設などの利用者数を、2010年度には年間35万人とすることをめざして目標値を設定しました。



目標の達成状況の分析

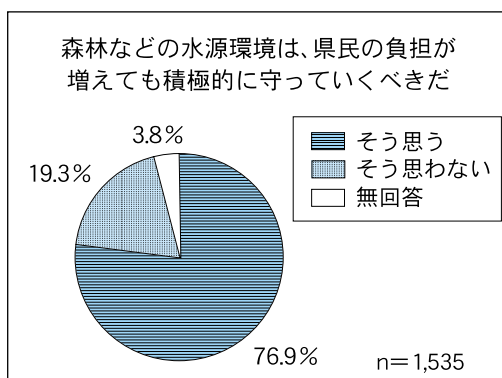
- 2008年度の目標に対する達成率は101.2%となりました。これは、「改訂水源地域交流の里づくり計画」に基づき、市町村と協力しながら交流イベントや小学校の授業の一環として実施する上下流域小学校交流に取り組んだ結果、水源地域の魅力や重要性に対する県民の関心が高まってきたものと考えています。

達成状況

2007	2008	2009	2010
A	A	---	---
100.4%	101.2%	---	---

総合分析

- 県が2008年3月に公表した「県民の生活と県政についての意識調査」の結果をみると、回答者の76%が「森林などの水源環境は、県民の負担が増えても積極的に守っていかねば」と回答しており、水源環境の課題意識と対策に対する理解が高まっていることが分かります。
- 森林の保全・再生については、広域的な水源地域である水源の森林エリアは県が、地域の水源地域では市町村が中心となって私有林の公的管理・支援を進めており、県と市町村の連携により取組みが進められています。また、育樹のつどいや定着型ボランティア、水源林パートナーの取組みなどを通じて、事業への理解と協力をいただきながら、県民との協働による森林づくりを進めていることから、事業実施の方法は適切であると考えられます。その結果、適切に管理され、水源かん養機能の高い豊かで活力ある森林が着実に増加しています。
- 構成事業も着実に進んでいことに加えて、水源の森林づくりで適切に管理されている森林面積の目標の達成率が100.3%であり、また水源地域の交流イベントなどへの参加者数の目標も101.2%に達成しており、十分効果を上げることができました。



整備前の森林

整備後5年を経過した森林

プロジェクトをとりまく課題

- 森林の保全・再生について、私有林の公的管理・支援を進めていますが、森林所有者の高齢化や不在地主の増加、相続による所有の細分化などにより、水源林の確保に多くの時間と労力が必要となってきたことから、水源林の確保体制をより強化するとともに、公的管理森林の面積や整備量も増大していくことから、より効果的、効率的な森林管理のしくみの構築、林業労働力の確保・育成が課題となっています。また、整備を効果的に進めるためのシカ管理との連携や県民との協働による森林づくりの取組みをより一層推進していく必要があります。
- 2008年度から実施している「市民事業支援補助金」については、支援を希望する団体も多く、概して好評を得ていますが、財政的支援以外の支援の要望も出ています。また、県民フォーラムについては、都市地域住民の参加が少ないという課題があり、効果的な県民への情報提供や県民意見の集約の方法などを検討する必要があります。

今後の対応方向

- 森林の保全・再生に関して、私有林の公的管理・支援を推進していくため、面的にまとまりのある確保森林を拡大したり、森林や所有者の情報に明るい森林組合や市町村との連携を強化して、より効果的に水源林の確保を進めていきます。また、より効果的、効率的な森林管理のしくみの構築や林業労働力の確保・育成に取り組んでいく（PJ6参照）とともに、シカの管理捕獲（PJ30参照）と連動した効果的な森林整備を展開していきます。また、2010年春季の全国植樹祭の開催を契機とした県民協働の取組みを推進していきます。
- 市民団体やNPOなどの水源環境保全活動に対して、財政的支援以外にも、情報提供などの面で進めていきます。また、効果的な県民への情報提供や県民意見の集約の方法については、2009年4月から始まる第二期の県民会議において検討し、進めて行きます。

総合計画審議会の二次評価

- ・ 総合分析は概ね妥当であるが、水源環境の保全・再生は「流域圏」という圏域で考える視点も重要であり、市町村単位で行われる地下水の保全・再生や河川の環境整備などを「流域圏」で取組むことも必要である。

参照ホームページ

- かながわの水源環境の保全・再生をめざして
- <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/suigenkankyo/index.html>
- かながわ水源の森林づくり
- <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sinrin/suigen/index.html>
- 改訂水源地域交流の里づくり計画
- <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/01/0104/kaitei/index.html>
- 水源地域に関する情報（やまなみ五湖ナビ）
- <http://www.suigen.jp/>

